

平成22年(特ノ)第4号 特定調停申立事件

申立人 箕面都市開発株式会社

相手方 箕面市



上申書

平成22年10月29日

大阪地方裁判所 第10民事部 御中

申立人代理人

弁護士 宮崎 誠



弁護士 野上 昌樹



弁護士 古川 昌平



標記当事者間の頭書事件につき、今般、調停条項に関する案を作成いたしましたので、別紙のとおり提出いたします。

以上

(別紙)

調停条項案

1 債務の確認

申立人は、相手方に対し、本調停成立の日（以下「本期日」という。）現在、借入金債務として、別紙目録記載の債務1（以下「本件債務1」という。）の元本として金5億7636万9142円の支払債務及び別紙目録記載の債務2（以下「本件債務2」という。）の元本として金4億円の支払債務並びにこれらに対する約定利息の支払債務を負担していることを認める。

2 債務の弁済方法

相手方が3の払込みを行ったとき、申立人は、相手方に対し、以下に定める方法により本件債務1及び本件債務2の弁済を行う。

(1) 元金

ア 一括弁済

- ① 申立人は、相手方に対し、平成23年3月1日、本件債務1の元本の弁済として、金4億1300万円を支払う。
- ② 申立人は、相手方に対し、平成23年3月1日、本件債務2の元本の弁済として、金1億2700万円を支払う。

イ 分割弁済

- ① 申立人は、相手方に対し、本件債務1の元本の弁済として、別紙弁済計画表記載のとおり、平成23年3月30日から平成43年3月30日まで、毎年3月30日限り支払う。
- ② 申立人は、相手方に対し、本件債務2の元本の弁済として、別紙弁済計画表記載のとおり、平成43年3月30日から平成46年3月30日まで、毎年3月30日限り支払う。

ウ 最終弁済

申立人は、相手方に対し、平成46年3月30日、本件債務2の元本の弁済として、金2億4911万3267円を支払う。

(2) 利息

ア 利率は年0.5%とする。

イ 申立人は、相手方に対し、(1)イの分割弁済日及びウの最終弁済日に、別紙弁済計画表のとおり、本件債務1及び本件債務2の利息を支払う。

(3) 利息及び遅延損害金の計算方法

利息及び遅延損害金の計算は年3.65日の日割計算とし、当該計算において生じる1円未満の端数は切り上げる。

3 出資

相手方は、平成23年2月28日までに、申立人に対し、出資の履行として5億4000万円を払い込む。

4 財産及び損益の状況の報告

申立人は、平成23年4月1日から平成46年3月30日までの間、毎年6月及び12月に一度ずつ、相手方に対し、申立人の財産及び損益の状況について書面にて報告する。

申立人は、相手方から請求があった場合には、相手方に対し、申立人の営業時間内に、相手方の費用負担の下、申立人の会計帳簿を閲覧又は謄写させる。

5 本調停条項案に定めなき事項

本調停条項案に定めなき事項については、本件債務1及び本件債務2に関する各金銭消費貸借契約の定めに従うものとする。

6 調停費用

調停費用のうち、鑑定費用は申立人の負担とし、その余は各自の負担とする。

以上

(別紙)

目録

1 債務1

申立人・相手方間の平成16年3月30日付金銭消費貸借契約に基づく以下の債務

(1) 当初借入元本

金7億1000万円

(2) 弁済方法

平成17年3月30日から平成46年3月30日まで、毎年3月30日限り、金2554万5032円を30回にわたり弁済する(元利金等分割弁済)

(3) 利率

年0.5%

2 債務2

申立人・相手方間の平成16年3月30日付金銭消費貸借契約に基づく以下の債務

(1) 当初借入元本

金4億円

(2) 弁済方法

平成46年3月30日限り、金4億円を弁済
金4億円に対する利息を、平成17年3月30日から平成46年3月30日まで、毎年3月30日限り当年分として支払う

(3) 利率

年0.5%

